

上天草市新規船員雇用育成事業補助金交付要綱（平成25年3月13日告示第6号）

最終改正:令和4年3月31日告示第19号

改正内容:令和4年3月31日告示第19号 [令和4年4月1日]

○上天草市新規船員雇用育成事業補助金交付要綱

平成25年3月13日告示第6号

改正

平成25年5月15日告示第31号の2

令和2年2月3日告示第4号

令和4年3月31日告示第19号

上天草市新規船員雇用育成事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、本市の海上運送（以下「海運」という。）事業において船員の高齢化が著しく、将来の船員不足が懸念されるため、新規船員雇用育成計画又は日本船舶・船員確保計画に基づき、新たな船員の確保及び育成を図る海運事業者に対し、予算の範囲内で上天草市新規船員雇用育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、海運業の継続的な振興を図ることを目的とし、その交付に関しては、上天草市補助金等交付規則（平成16年上天草市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）新規船員雇用育成計画 海運事業者が新たな船員の確保を目的に正規職員として雇用し育成する計画をいう。
- （2）日本船舶・船員確保計画 海運事業者が海上運送法（昭和24年法律第187号）第35条に規定する将来の船員の確保及び育成のための計画をいう。
- （3）海技士免許 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第4条に規定する海技士の免許をいう。
- （4）海技士免許受験資格 船舶職員及び小型船舶操縦者法第14条に規定する受験資格をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる海運事業者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- （1）内航海運業法（昭和27年法律第151号）第3条の規定による内航海運業者登録を受けているもの若しくは届出を行っているもの又は船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第58条の規定による船員派遣事業の許可を受けているもの
- （2）本市に主たる事業所を有するもの
- （3）船舶を所有する場合は、船籍を本市に有するもの
- （4）市税等の滞納がないもの
- （5）新規船員雇用育成計画（以下「市船員計画」という。）又は日本船舶・船員確保計画（以下「日本船員計画」という。）に基づき、船員として雇用し、育成するもの

（補助金の対象事業）

第4条 補助金の対象となる事業は、海技士免許及び海技士受験資格を有しない市民又は市内転入予定者を新規で雇用し、市船員計画又は日本船員計画に基づき船員として育成する事業（以下「補助事業」という。）とする。この場合において、市内転入予定者とは補助事業が完了する日までに、市へ転入する者をいう。

（補助対象期間）

第5条 補助対象期間は、船員を雇用した日の属する月から起算して24月の間において海技士受験資格を取得する期間までとし、6月を上限とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、新規雇用者1人当たり月額6万円を上限とし、国からの助成金又はその他同様の助成金を受ける場合は、その助成金と合わせて人件費の2分の1までとする。ただし、上天草市新規海技免許取得事業補助金交付要綱（平成28年上天草市告示第40号）に基づく上天草市新規海技免許取得事業補助金の交付を受ける場合において、補助金の対象となる船員の雇用期間が重複するときは、人件費に相当する額については、支給しない。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、補助対象期間の前日までに市長に提出しなければならない。

- （1）市船員計画書（様式第2号）又は日本船員計画認定通知書の写し
- （2）内航海運業登録通知書（許可書及び変更登録通知書含む）の写し若しくは内航海運業届出受理書の写し又は船舶派遣業許可証の写し
- （3）個人事業者は代表者の住民票の写し、法人は登記事項証明書
- （4）船舶の船籍が分かる書類の写し又は船舶を所有していない申立書
- （5）新規雇用する者の履歴書の写し及び雇用契約書等雇用することが証明できる書類の写し
- （6）誓約書（様式第3号）
- （7）納税証明書、上下水道料収納証明書
- （8）その他市長が必要とする書類

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認める場合は、交付すべき補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(変更等の申請)

第9条 補助事業者は、事業内容に変更等が生じた場合は、速やかに補助金変更・中止・廃止申請書(様式第5号。以下「変更等申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(変更決定等の通知)

第10条 市長は、変更等申請書の提出を受けた場合は、変更に係る内容を審査の上、補助金の額を変更する必要があると認めるときは、補助金変更・中止・廃止決定通知書(様式第6号)を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第11条 補助事業者は、当該補助事業の完了後30日以内に、実績報告書(様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 市船員計画の実施状況に関する報告書(様式第8号。以下「実施状況報告書」という。)又は日本船員計画の実施状況に関する報告書の写し

(2) 雇用者の住民票及び船員手帳の写し

(3) 賃金台帳等の写し

(4) 業務日報等の写し

(5) その他市長が必要とする書類

(交付額確定通知)

第12条 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、当該実績報告書の内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査の上、適合すると認められた場合は、補助金交付額確定通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後、補助金を交付するものとし、補助事業者は補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を目的以外に使用したとき。

(3) 市船員計画又は日本船員計画の期間内に雇用した第4条に規定する船員を、補助事業者の都合により解雇したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が返還の必要があると特に認めるとき。

(書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

2 補助事業者は、市長の要請に基づき、書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査に協力するものとする。

(実施状況報告書の提出)

第16条 実施状況報告書は、市船員計画又は日本船員計画に定めた期間の各年度の終了後30日以内に、市長に提出しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年5月15日告示第31号の2)

この要綱は、平成25年5月17日から施行する。

附 則(令和2年2月3日告示第4号抄)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(上天草市新規船員雇用育成事業補助金交付要綱の一部改正に伴う経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の上天草市新規船員雇用育成事業補助金交付要綱の規定により交付決定を受けている上天草市新規船員雇用育成事業補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月31日告示第19号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

---